

国立劇場の保護対象の 変化についての一考察

——文化財保護法の制定・所轄官庁の変化との関連で——

梅原 宏司

1. はじめに

1.1 本論文の目的

本論文の目的は、国立劇場¹の構想が練られていく過程で、国立劇場が保護する対象がどのように変化したかを、文化財保護法の制定、そして国立劇場の所轄官庁の変化との関連で考察することである。

まず、文部省の現在の国立劇場に関する公式見解を見よう。もっとも新しい文部省の通史である『学制百二十年史』には、以下のように記述されている。

我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成等を行う目的で特殊法人国立劇場が四十一年七月に設立され、その大小二つの劇場で、歌舞伎・文楽・邦楽・その他の古典芸能を上演し、我が国無形文化財の保存と普及に大きな貢献を果たした。(文部省「学制百二十年史 第二編第二節 文化行政と文化財保護」)²

この文章は、1956年3月8日に文化財保護委員会が委嘱した「芸能施設

調査研究協議会」による「国立劇場設立に関する答申」の最初に記されている国立劇場設立の目的、すなわち「日本民族の文化遺産である古典芸能を正しく保存するとともに、新しい世代の芸能の創造発展を『はかる』ため」（芸能施設調査研究協議会 1956：7）という記述以来踏襲されている見解にのっとっている。

しかし、第二次大戦後の国立劇場構想は、最初からその目的を「我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成等を行う」ことに限定していたわけではなかった。すでに上記の1956年の答申までに、その構想はかなりの変化を遂げているのである。それに対して、1956年以降ではさまざまな経緯はあるものの、基本的な「我が国古来の伝統的な芸能の公開」という目的は変化していない。これが、本論文が1956年までに対象範囲を絞る理由である。

そこでまず、1956年の答申に大きな役割を果たした「文化財保護委員会」について説明しておこう。これは1950年の文化財保護法制定とともに設立された。この組織の簡単な説明を、文化庁の資料から引用する。

旧法³による文化財保護行政は、対象によって、文部省、内務省、宮内省などが所掌しており、特に文化財保護法制定直前には、建造物・美術工芸品・史蹟等はいずれも文部省社会教育局文化財保存課の所掌とされてはいたが、建造物・美術工芸品関係の調査や修理に関する指導等専門的な行政は国立博物館が担当することとされ、そのため責任の所在が不分明であり、非効率であるなどの指摘があった。

新しい保護制度の検討の当初から、所掌する行政機関については専任の行政機関を設ける必要があり、かつ、それは行政委員会組織とすることが適切であるとされ、最終的には「文化財保護委員会」という5名の委員と事務局からなる行政機関の設置が文化財保護法の中に規定された。（文化庁 2001：30）

この委員会はその後文化財保護法の所掌組織として機能し、1969年6月15日に文部省文化局と合同して文化庁となった。

またこの委員会は、文化財保護法によって規定された無形文化財をも保護することになっていたが、この根拠によって「国立劇場」の設立をも途中から管掌することになった。そもそも国立劇場構想は、第二次大戦後から文部省社会教育局芸術課によって進められていたが、1950年代前半に構想が変化していき、1956年までに完全に文化財保護委員会に移管されたのである。

本論文は、文化財保護法の制定と、構想の所轄官庁が文部省社会教育局芸術課から文化財保護委員会へ移ったことによって、「演劇」を含んで構想された無形文化財概念の中に、国立劇場構想が含まれていく過程を明らかにする。これは、日本における最初の「国立劇場」の構想がどのような変化の中にあっただかを考察する試みの一つである⁴。

1.2 先行研究・資料

この論文に先立つ研究や、資料について述べておこう。

文化財保護法についての学術論文は多く存在してきたが、その制定過程に注目した学術論文が質量ともに充実してきたのは2000年代からと考えられる。本論文にかかわるところでは、GHQの資料を読解しながら文化財保護法制定過程を詳細に明らかにした境野（2010）や、それ以前からの無形文化財概念の成立過程を明らかにする試みである箴島・真鍋（2018）が存在する。この2つの論文は国立劇場構想を扱っていないが、本論文も負うところの大きい先行研究である。

また文部省社会教育局芸術課時代の国立劇場構想については、梅原宏司の一連の論文があるが、いまだ少ない状況である。

資料としては、文化庁（2001）や、文部省が公表している一連の内部資料を用いる。この内部資料の読解によって、文化財保護法の制定と所轄官庁の変化が、国立劇場にどのような変化を及ぼしたかを考察していく。

1.3 本論文の構成

第2章では、文化財保護委員会に移ってからの国立劇場構想の前提として、文化財保護法と文化財保護委員会の設置を、無形文化財概念の観点か

ら、境野（2010）と、箴島・真鍋（2018）に基づきながら考えていく。

第3章では、国立劇場構想の所管が文部省社会教育局から文化財保護委員会へ移管される過程を論じる。まずは文部省社会教育局芸術課の構想が頓挫していく過程を梅原宏司の一連の研究に基づきながら論じ、そのあとに1953年の芸術課の構想、そして文化財保護委員会の「国立芸能センター」の構想、そしてそれらを継承して作られた1956年の「芸能施設調査研究協議会」答申を論じる。

第4章では、本論文のまとめを行い、今後の研究課題を提示する。

2. 文化財保護法制定と文化財保護委員会の設置

2.1 無形文化財概念の原型となる「動的の国宝」登場

まず、文化財保護法の著しい特徴とされ、その制定過程で大きな問題ともなった無形文化財概念の形成について述べておかなければならない。

現行の文化財保護法第2条の2では「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下無形文化財という。）」と規定されている。

この規定を敷衍しながら、文化庁が現在公式ホームページにおいて紹介する無形文化財とは、以下のようなものである。

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを無形文化財という。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人または個人の集団によって体現される。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現しているものを保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っている。保持者等の認定には「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式がとられている。

重要無形文化財の保持のため、国は、各個認定の保持者（いわゆる

「人間国宝」) に対し特別助成金 (年額 200 万円) を交付しているほか、保持団体、地方公共団体等の行う伝承者養成事業、公開事業に対しその経費の一部を助成している。このほか、国立劇場においては、能楽、文楽、歌舞伎、演芸等の芸能に関して、それぞれの後継者養成のための研修事業等を行っている。(文化庁「無形文化財」)

これらの記述で注目すべきことは「演劇」と「音楽」が筆頭に置かれていることである。この記述の順序は、無形文化財概念の形成過程を如実にあらわしていると考えられる。また、国立劇場における「能楽、文楽、歌舞伎、演芸等の芸能に関して、それぞれの後継者養成」についても言及されている。実際、現在の国立劇場の大きな目的は伝統芸能の後継者を養成することである⁵。

そこで、あらためて「演劇」と「音楽」を含むような無形文化財概念の形成過程をたどってみよう。その背景には、戦前に莫大な財産を持っていた皇室が、敗戦後に象徴天皇制に変容する過程で財産の縮小を迫られたという事態がある。

戦前の皇室は、「皇室の公務」として宮内省の管轄下に雅楽を置き、保護を行っていた (箴島・真鍋 2018 : 1802)。また能楽は、ヨーロッパの王室や公的機関がオペラを保護奨励している事例に倣い、皇室が保護を行っていた (箴島・真鍋 2018 : 1802)。このように戦前の日本においては、のちに無形文化財概念に含まれる対象の多くが皇室の保護下に置かれてきたのである (箴島・真鍋 2018 : 1802)。

しかしながら、敗戦後に天皇を絶対的な主権者とする大日本帝国憲法が、国民主権を基礎に置く日本国憲法に取って代わられる中で、宮内省が改革されて宮内府、さらに宮内庁へと縮小された。そしてその過程で、皇室財産を戦後の新体制に位置づける議論が行われていく。まず「臨時法制調査会」が 1946 年に設置され、皇室費用、天皇の私有物、由緒物 (三種の神器・賢所・東山文庫・正倉院の御物など) の扱いの議論に入った (箴島・真鍋 2018 : 1802)。

それと並行し、貴族院⁶では子爵議員の三島通陽⁷が、古典芸術と雅楽の

将来の保護の必要について論陣を張っていた。当時叫ばれていた「文化国家」としての日本の再建には、雅楽をはじめとする古典芸術の保護が必要であるが、皇室が雅楽を保護できなくなった場合の将来をどのように保障するかという措置が必要であるという議論である（箴島・真鍋 2018：1802-1803）。

これに対して、まずは皇室の御下賜金によって雅楽を保護するという措置が考えられたが、そもそも皇室・宮内府から切り離される可能性に対して、文部省が検討すべきではないかという議論も参議院で起こった（箴島・真鍋 2018：1803-1804）。

また1946年からは文部省社会教育局芸術課が「芸術祭」を毎年開催するようになった。その事実を背景に、「能や歌舞伎や文楽の如き古典芸術」を保護すべきであるという議論が衆議院で起こっていた（箴島・真鍋 2018：1804）。さらに、古典芸術だけではなく「農村文化」たる民芸・郷土芸能・祭礼行事なども振興すべきという議論も起こり、これが参議院での雅楽保存問題と連動していった（箴島・真鍋 2018：1804）。

この過程で、戦前の諸法律で保護されてきた有形の文化財を「静的の国宝」と位置づけ、それに対して古典的な舞台で行われる芸術を「動的の国宝」と位置づけ、保護すべきという議論が台頭する（箴島・真鍋 2018：1804）。

この過程を追った箴島大悟と真鍋沙由未によれば、この「動的の国宝」という概念が、無形文化財へと発展していくというのである。そして、現在の文化庁の無形文化財の記述などと照らし合わせて考えると、箴島・真鍋の考察は正しいと筆者は考えている。

2.2 無形文化財概念の成立

このような背景を踏まえて、「動的の国宝」たる古典芸術を法律で保護する試みがはじまった。そしてその保護の試みは、文化財保護法として結実することになり、「動的の国宝」は無形文化財という概念となって明確になる⁸。

1949年3月から本格的に文化財保護法の制定の動きがはじまるが、元来

は戦前の諸法律の範囲である「有形」な文化財の保護にとどまるもので、「動的の国宝」の保護は考えられていなかった。しかし参議院で試案作成を繰り返していく過程で、「古くから国民に伝えられている建造物、絵画、工芸品、書跡、史料、演劇、音楽その他文化的所産又は技芸で重要な価値を有すると認められるものの保存又は利用の措置を講ずること」という規定が出現した（境野 2010：152-156）。そして1949年4月25日の試案において「建造物、絵画、彫刻、工芸品、筆跡、史料、演劇、音楽工芸技術その他の有形又は無形の文化財で国民的遺産として重要なものの保存又は利用」が規定され、「無形の文化財」という概念がはじめて法案に登場した（境野 2010：152-159）。

1949年5月21日に参議院に上程された文化財保護法案は、22日の参院本会議を通過したが、衆院に移った段階でGHQの圧力によって審議未了となった（境野 2010：76: 218）。これは、当時の日本政府のひっ迫した財政状況の中で「無形の文化財」を保護する必要はないとGHQが考えられたためとされている⁹。しかしながら緑風会の山本勇造¹⁰を中心とする参院はGHQなどを説得し、1950年4月25日に大差ない内容の法案を再度提出して、5月30日に可決された。

こうして、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下無形文化財という。）」という規定を持つ法律が制定されたのである。そして無形文化財とは、そもそも舞台で行われる古典芸術を指すものであったがゆえに、「演劇」と「音楽」が筆頭に来ることになっているのである。

それでは、この法律を所掌する「文化財保護委員会」の構想の変遷について考えてみよう。

2.3 文化財保護委員会の性格の変遷

まず、文化財保護委員会が「行政委員会」として設立された経緯について考えなければならない。

日本の「行政委員会」とは、司法・行政・立法に次ぐ第4の権力とも捉えられたアメリカ型独立規制委員会が、戦後の占領期に受容され多様に制

度化されたものとされる（村上 2013：117）。アメリカ合衆国の強力な独立性がそのまま日本で継承された代表的な機関が人事院である。しかしながら、公正取引委員会や国家公安委員会・教育委員会のように、諮問機関としての審議会等に改組されたり廃止されたりして、理念として当初あったその独立性は総体として低減してきているとされる（村上 2013：117）。

それでは、文化財保護委員会についてはどうだろうか。1947年以來、文部省と旧帝室博物館¹¹であった国立博物館に分掌されていた保護行政を統一する新しい組織の必要性が叫ばれていた。しかしその組織の具体性についてはさまざま議論されていた。

文部省の外局としての行政委員会として「文化財保護委員会」を設置する案は1949年4月以降に明記されたとされる。そして、その独立性や委員の選出方法などについても多くの議論が生じた（境野 2010：234-236）。また、国立博物館と文化財保護委員会がどのような関係を持つかについても議論が行われた¹²（境野 2010：245-247）。

しかし、結局東京をはじめとする国立博物館は、既存の機関として有形文化財を保護するために重大な役割を持った¹³。それに対して、無形文化財を所管する機関は具体的には存在しなかった。そのため、価値の高い芸能人や有形文化財に関する特殊技能者の生活保障・補助金交付・免罪・国立劇場の建設・特殊技能者の錬磨研究を行なう「技藝院」の設置などを検討する意見が出ている（境野 2010：229）。

そして初代文化財保護委員会の高橋誠一郎は、文化財保護委員会の任務として「まずさし当り、全国的に重要文化財の再調査を行い、これに対して重点的保護を加え、防火施設の整備強化を図り、本年（1950年＝引用者注）秋に挙行されるべき芸術祭と協力して芸能文化の発達に資し、これらに要する経費支弁の途を確保するに努める」（高橋 1950：45）と宣言した。また委員会事務局保存部長の犬丸秀雄は以下のように述べている。

無形文化財のうち国が保護しなければ衰亡のおそれあり、かつ保存に足る価値あるものについては補助金を交付し、あるいは資材のあつ旋を行うなど適当な措置を講じなければならない。価値あるもので自

ら経済的維持のできるものは助成の対象とはならない。たとえば文楽のごとき、常に興行ごとに赤字で、このままでは存続が危ぶまれているもの、あるいは平家琵琶のごとき承継者の絶えそうなものは対象となりうるわけである。(中略)

また助成の措置としては助成金や資材のあっ旋のほか、国立劇場の設立やその無料貸与などが考えられる。これらはもちろん予算の計上がなくては行われぬ。(犬丸 1950 : 17)

こうして、文化財保護委員会の無形文化財保護のための任務として、国立劇場の設置というものがアジェンダに上るようになったといえる。

しかし、1951年には日本政府全体で行政委員会制度の見直しが行われ、文化財保護委員会はさっそく廃止して文部省へ統合すべきという政府案¹⁴が出るに至った(伊藤 2003 : 217-219)。これに対して、文化財保護委員会は文化財保護行政の専門性・技術性を強調し、文化財所有者や美術界・一般国民の協力を得るために政府機関から独立していなければならないという確認を行った(境野 2010 : 236-238)。また与党の自由党も「我が国の文化的資産を保護するためには社会的にも地位名声の高い人がその責に当ることが極めて望ましい」という見解を示し、文化財保護委員会は行政委員会として存続することになった¹⁵(伊藤 2003 : 227-228)。

そこで、文部省社会教育局芸術課と、文化財保護委員会の国立劇場構想の交錯を次章で考えていこう。

3. 国立劇場構想の変遷

3.1 1953年までの片山哲内閣・文部省社会教育局芸術課の構想

第二次大戦後に「国立劇場」の構想が明確に発表されたのは、1947年に発足した片山哲内閣のもとであった¹⁶。それ以前から本論文第2章第1節で書いた通り、文部省社会教育局芸術課が主催する「芸術祭」が挙行されていたものの、片山内閣下で発表され計画されたものは元来芸術祭と区別されるものであった。

片山哲は1947年5月24日に内閣を成立させるが、その直前にラジオ放送で「国立劇場設立の必要性」を明言し、8月14日の終戦2周年記念演説でもそれを繰り返した。そこで、同年11月に藤原義江（テノール歌手・藤原歌劇団）、土方与志（新劇）、石井漠（舞踊・モダンダンス）、河竹繁俊（演劇研究者）、皆川滉（新劇）、森岩雄（東宝映画プロデューサーだがこの時点では公職追放中）、大田黒元雄（音楽評論家）、佐々木孝丸（新劇）、遠山静雄（舞台照明技師）、山田肇（演劇研究者）からなる「演劇文化委員会準備委員会」が結成され、11月27日に「意見書」と「予算説明書」を片山首相に提出した（梅原 2022：6-7）。この段階では、「演劇文化委員会」¹⁷のもとに「(1)国立劇場の設立」「(2)国立演劇学校設立準備」「(3)演劇事業対策」の3つの事業を行う、大規模で恒久的な施設が提言されていた（梅原 2022：8）。この計画は、それを起草した準備委員の所属ジャンルと合わせ、オペラ・バレエ・モダンダンス、新劇、映画など「日本の古典芸術」とはいがたいジャンルが重視されていることが特記される¹⁸。

それを受けた文部省社会教育局芸術課は、同年12月にまず内部資料を作成した。この資料では、「(イ)舞楽 (ロ)能楽 (ハ)演劇（歌舞伎、新派、創作劇、翻訳劇、人形劇）(ニ)洋楽（管弦楽、室内楽、声楽）(ホ)邦楽（古典浄瑠璃、長唄、常磐津、清元、義太夫、箏曲等）(ヘ)洋舞 (ト)邦舞 (チ)バレエ (リ)歌劇 (ヌ)映画（劇映画、文化映画）(ル)大衆芸能」をすべて網羅した劇場が予定された（梅原 2022：10-11）。この段階では、演劇文化委員会準備委員会案と比べ、「日本の古典芸術」あるいはのちに言われる「動的な国宝」無形文化財の比重が明確に増していることがわかる。

そして内閣閣議へ提出を予定した資料においては、「国立劇場は差当り無形劇場として、年100日間国家が適当な劇場を貸切ることとする」という予定となってしまった。これは、敗戦直後の1947年当時において、そもそも演劇文化委員会準備委員会案のような恒久的な施設に着手できない見込みがないため、とりあえず早く発足させようと考えたという意図と思われる（梅原 2022：12）。そしてこの「無形国立劇場計画」すらも、1948年の片山内閣崩壊でついでってしまった（梅原 2022：16-17）。

その後、文部省社会教育局芸術課は「芸術祭」と連動させる形で、「無形

国立劇場」の計画を進めようとしたが、芸術祭は毎年開催できたものの、それと「国立劇場」の構想を結びつけることはできなかった（梅原 2022：17-18）。また、文部省は1948年・49年の2年にわたって大蔵省に国立劇場設立のための予算要求を行ったが、はねつけられている（梅原 2022：17）。かくして、片山哲内閣から文部省社会教育局芸術課が推進した国立劇場設立の構想はひとまず1950年代前半までに失敗に終わった。

この時代の国立劇場構想失敗の背景として、芸術、とくに「古典芸術」でない芸術分野の行政が社会教育局に組み込まれていたものの、その行政を行うべき根拠法がなかったという背景も指摘できる。

芸術関係の行政が社会教育局に組み込まれていた理由は、文部省が1945年9月15日に発表した「新日本建設の教育方針」に、「成人教育、勤労者教育、家庭教育、図書館、博物館等社会教育の全般ニ涉リ之ガ振興作ヲ図ルト共ニ美術、音楽、映画、演劇、出版等国民文化ノ興隆ニ付具体案ヲ計画中」とあり、これが引き継がれたと考えられるからである（梅原 2021：32）。このため、オペラ・バレエ・モダンダンス、新劇、映画ジャンルのメンバーが圧倒的に多い演劇文化委員会準備委員会の案が、社会教育局芸術課の案として維持され続けたのであろう。

しかし「成人教育、勤労者教育、家庭教育、図書館、博物館等社会教育」は、1949年に制定された社会教育法に明記されて根拠法を得たものの、「美術、音楽、映画、演劇、出版等」については根拠法を得られなかった¹⁹。これが予算獲得に失敗した大きな理由とも考えられる。

3.2 1953年の文部省社会教育局芸術課の「国立劇場設置案」

ここで、文部省社会教育局芸術課による1953年の「国立劇場設置案」が登場する²⁰。この文書は1951年から53年までの芸術課の調査や構想をまとめたものだが、それまで比較的「古典芸術」以外に比重を置いていた芸術課の構想と異なり、「古典芸術」にもかなり目配りをしたものとなる。そして、その翌年に起草される、文化財保護委員会の「国立芸能センター」構想への橋渡しともなる構想でもある。

まず、この設置案は「国立劇場設置促進準備会要領案」「国立劇場設立準

備委員会」「国立劇場設置案」「国立劇場設置の意義」「列国における国立劇場概要」「国立劇場設置運動に関する資料」の順番に並んでいる。

そのうち、「国立劇場設置運動に関する資料」は、明治時代から片山哲内閣の構想にいたる国立劇場設置運動の推移をまとめたものである²¹。また「列国における国立劇場概要」は、フランス・ロシア（当時はソ連である）・ベルギー・オランダ²²・デンマーク・ノルウェー・スウェーデン・ハンガリーを取り上げ、それらの国の国立劇場の事情を簡略に述べたものである。ここではフランスの記述が最も詳細であり、「現況フランスの国立劇場が最も参考とされる」とされている（文部省芸術課 1953：27）。また俳優養成学校の詳細も述べられており、この辺りに演劇文化委員会準備委員会案以来の「養成事業」の強調が継承されている。

そのほかの芸術課の文書としては、1951年ごろから53年までに作成された「国立劇場設置促進準備会要領案」「国立劇場設立準備委員会」「国立劇場設置案」「国立劇場設置の資料」の記述が挙げられるので、それを順番に簡略に論じていきたい。

「国立劇場設置促進準備会要領案」²³では、「一国の芸術振興のために国立劇場設置が望ましいことは、論を待たない。特に、現在興行システムに乗らない新劇、純舞踊、オペラ、バレエ等舞台芸術は多く、その発表会場を失っている現況がある」（文部省芸術課 1953：2）とまず記されている。ここでは、同様に興行システムに乗っていなかった文楽や雅楽などの記述はないことが注目される。その意味でも、演劇文化委員会準備委員会案以来の「新劇、純舞踊、オペラ、バレエ等舞台芸術」の必要の強調が継承されている。

そのため、当時「国民劇場」として（梅原 2021：41）使用していた一橋講堂の運営にも資するために「国立劇場設置促進準備会」を開催することが肝要とある（文部省芸術課 1953：2-3）。準備会の会員としては、「文部省社会教育局長の依頼する民間有識経験者若干名」と、オブザーバーたる「衆参議員・大蔵省関係者」とされている。

その次に収載されている「国立劇場設立準備委員会」は、その準備会の議事録メモ²⁴であると考えられる。ここでは文部次官の日高第四郎が「一

方には歌舞伎、一方には新劇・舞踊あるし、真の目的は何処にあるか局内でも（不明）されていない」²⁵と発言し、また歌舞伎研究者の河竹繁俊が「古いものは亡びるだろう」という発言をしている（文部省芸術課 1953：6）。この時点では、準備委員会は明確な結論を出したとはいえない。

そのあとの「国立劇場設置案」は、案というよりは今後の検討に向けて選択肢を並べたものといえる。建築物について「国費全額負担」「国費半額、民間負担」「既設施設利用」の三択、劇場運営について「直営」「特殊団体に対する補助」の二択を並べており、結論は出されていない（文部省芸術課 1953：7-8）。

そのあとの「国立劇場設置の資料」では、まず「国立劇場は、文化国家の表象として重要な役割を果す」（文部省芸術課 1953：11）とある。そして「国立劇場はわが国芸術の保護奨励政策上重要な役割を果す。第一に、わが国には優れた伝統的舞台芸術（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎）があるが、現在国家の直接的な援助は受けていない」（文部省芸術課 1953：12）とあり、ここで本来文化財保護委員会の管轄である無形文化財の内容が羅列されていることが注目される。この力点変化は、そのあとに「現代の創造的舞台芸術についても」（文部省芸術課 1953：12）とあることでさらに際立つ。文部省社会教育局芸術課の構想は、文書上はどちらかといえば「現代の創造的舞台芸術」を優先する傾向であったからである。

つまり、1951年の「国立劇場設立準備委員会」以降、芸術課内で優先順位に変化が現れたことが判明する。それまでよりは、「伝統的舞台芸術（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎）」を優先する傾向が現れたのである。

この延長線上に、文化財保護委員会の「国立芸能センター設置草案」との関係を見て取ることができる。それでは次に、「国立芸能センター設置草案」を検討しよう。

3.3 「国立芸能センターの設置草案」

この文書は、1954年9月1日の日付と「文化財保護委員会事務局無形文化課」の署名を持つ。さらに表題の「国立芸能センター」の下には、以下の六項目が並んでいる。

- ・日本芸能の調査研究
- ・日本芸能の資料保存展観
- ・日本芸能伝承者の養成
- ・日本芸能の記録
- ・日本芸能の公開
- ・日本芸能人の福利厚生

これを見ていると、文化財保護委員会の公的な目的である無形文化財保護の目的の機関であることがわかる。また、本論文第2章第3節で述べた、国立劇場の建設・特殊技能者の錬磨研究を行なう「技藝院」の設置という提言にも沿っている機関であることがわかる。

この「センター」の内容だが、「設置についてのあらまし」の欄では以下のように記述される。

世界的芸能として、国民文化、国民教養の向上、更には世界文化の進展に偉大なる貢献をなしつつありながら、しかも、それらの保護が殆んど民間の手に委ねられている日本芸能、すなわち雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞等の古典芸能及び新興国民演劇等に関する諸種資料の収集整理保存展観、日本芸能に関する研究、日本芸能の公開、日本芸能に関する記録その他諸種の事業を、国自らが総合的に行う基幹施設を云う。(文化財保護委員会事務局無形文化課 1954：3)

また、「国立芸能センターの文化財保護行政上の地位」においては、本論文第2章第3節で述べた通り、有形文化財には国立博物館があるが、無形文化財を保護する対策がないことへの回答であることが示されている(文化財保護委員会事務局無形文化課 1954：10)。

またこの設置草案には、「日本芸能、すなわち雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞等の古典芸能及び新興国民演劇」に属さないオペラ・バレエ・新劇への施策をいっさい含んでいない。そして「国立劇場」という文言も見られない。ただしこの資料の末尾には「参考資料 わが国におけるこの種機関設置運動の歴史の概要(文部省芸術課資料)」という付録がつい

ており、その内容は1953年に芸術課が作成した「国立劇場設置案」の末尾の「国立劇場設置運動に関する資料」とほぼ同内容である。

したがって、文部省社会教育局芸術課から、それまでの国立劇場に関する資料が、1953年から54年にかけてのどこかで文化財保護委員会に渡されたことは確かであるように思われる。また、これは現時点では推測でしかないが、芸術課の1953年時点での「伝統的舞臺芸術（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎）」優先路線が継承されたとも考えられるのである。

3.4 「国立劇場設置に関する答申」

そして1956年3月8日の「国立劇場設置に関する答申」が文化財保護委員会に送られ、この内容をもとに現在の国立劇場の基本構想がまずは固まったのである。

この答申を行った「芸能施設調査研究協議会」とは、1955年に文化財保護委員会が設置規則を設けたものであり、文化財保護委員会の附属機関である（芸能施設調査研究協議会 1956：69）。

この答申案は、冒頭に以下のような文章が配置されている。

日本民族の文化遺産である古典芸能を正しく保存するとともに、新しい世代の芸能の創造発展をはかるために、芸能に関する諸種資料の収集・保存・展覧、芸能に関する調査・研究・考証、芸能伝承者の養成ならびに一般芸能基礎教育の実施及び芸能の公開等の諸種事業を総合的に推進実施する中心機関として、国立劇場を左記により、東京に、早急に設置すべきである。（芸能施設調査研究協議会 1956：7）

また、「芸能の範囲」としては、順に以下のように挙げられている。すなわち雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、舞踊（古典舞踊・現代舞踊）、現代演劇、洋楽、オペラ、郷土芸能である²⁶。そして、設備としては大劇場（約2500人収容）、小劇場（約1000人）、音楽大ホール（約2500人）、音楽小ホール（約700人）、オペラ劇場（約2000人）、能楽堂（約500人）および資料関係、調査・研究・記録関係、指導・養成関係施設が予定されている。

この「芸能の範囲」の筆頭に雅楽が来ていることは、貴族院子爵議員三島通陽が無形文化財概念形成に向けて行った論陣を思い出させる。そのため、国立劇場とは、さまざまな構想の変化をこうむったとはいえ、文化財保護委員会と文化財保護法に基づいて具体化した施設とすることができる。

4. おわりに

4.1 保護すべき「芸能」あるいは「舞台芸術」の範囲について

これまで、文部省社会教育局芸術課から文化財保護委員会に移管する過程で、国立劇場構想の変容をたどってきた。具体的な政治的メカニズムは今後の研究課題となるが、構想の変化自体は、以下の根拠に求められると考えられる。

(1) 根拠法の問題

3.1で述べた通り、文部省社会教育局芸術課時代の国立劇場構想は予算獲得すらできずに具体化できなかった。これは、戦後の文部省を取り巻くさまざまな環境にもよるところが大きいのだが²⁷、文化財保護委員会との比較においては、芸術行政の根拠法が不在であったことも大きいと考えられる。それに対して、文化財保護委員会は文化財保護法という強力な武器を持ち、また「無形文化財を保護する拠点の不在」ということを根拠にできたと考えられる。もっとも、無形文化財概念の明文化も、国立博物館や日本博物館協会の反対を受けており、順調な道りではなかった。

(2) 文部省社会教育局芸術課構想と文化財保護委員会構想の連続性

第3章第2節と3節で述べた通り、文部省社会教育局芸術課の構想と文化財保護委員会の構想には連続性が存在する。この連続性を本論文で使用した以上の資料で跡付けることはまだできないが、少なくとも両者ともに「古典芸能」と「現代舞台芸術」をどのように両立させるかということに腐心したことが読み取れる。文化財保護委員会も、いったんは「芸能センター」で無形文化財へ特化した構想を持つものの、結局は両者を並び立たせ

るということになったのである。

4.2 今後の研究課題—国立劇場の「古典芸能特化」への過程

本論文では、「国立劇場設置に関する答申」までの過程しか扱えなかったが、その後国立劇場構想はさらなる変化を遂げる。「日本民族の文化遺産である古典芸能を正しく保存する」目的は変化しなかったが、「新しい世代の芸能の創造発展」（オペラ・バレエ・新劇など）の目的は、1959年から60年にかけて原則として外されるのである。

この変化が何に由来するのか、現時点では資料不足でもあり判明させることが難しい。しかしながら、1956年までの具体的な政治的メカニズムなども考えあわせ、今後の研究課題として残ることは明らかである。

さらに、1966年に開場した国立劇場は伝統芸能の保護と人材の育成という課題を遂行してはきたが、耐震性などの問題をかかえ、建替えのためにいったん2022年に閉場した。しかしながら、後継者養成事業などは閉場した状況では困難であり、また新しい国立劇場の計画も定まっていないという状況である。

この建替え事業はまだ先が見えていないが、これまでの国立劇場の歴史も踏まえながら、事業の推移を見ていく必要があると考えられる。

註

- 1 東京都千代田区隼町に建設され、現在改築・再編成が進められている日本最初の国立劇場のための構想を指す。
- 2 本論文は資料引用が大変多いため、引用部分は斜体で表示する。ただし、文書の表題などは斜体としない。
- 3 古社寺保存法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然^(マ)紀念物保存法などの総称である。
- 4 この構想変化は実際の政治的メカニズムなども働いているが、その資料はまだまとまったものがない状況である。そのためこの論文では無形文化財概念とそれを所掌する文化財保護委員会と、国立劇場構想が関連する限りに考察をとどめざるを得ない。実際の政治的なメカニズムなどの考察は他日を期したいと考えている。
- 5 「後継者養成」という目的は、大阪の国立文楽劇場、東京の国立能楽堂、沖縄県の国立劇場おきなわにおいても貫かれている。ただし、最初に東京都千代田区隼町に建設された国立劇場は現在改築・再編成過程に入っているため、十分に養成事業が行えない状況

にある。この問題については本論文第5章で言及する。

- 6 1947年5月3日の日本国憲法施行とともに、大日本帝国憲法下の機関であった帝国議会の貴族院は廃止され、同時に国会の参議院が成立した。ただし、その後文化財保護法に結実するさまざまな議論は、貴族院から参議院へと場所を変えて継続していった。
- 7 三島通陽の祖父は、明治時代の内務官僚として著名な三島通庸である。通庸はその数々の功績によって勲功華族たる子爵となった。その孫である通陽は戦前から劇作家・演劇評論家として活動しており、貴族院を継承した参議院にも当選して、文化財保護法を強力に推進した山本勇造らの緑風会に属した(新訂政治家人名辞典「三島通陽」項目)。
- 8 現在、文化財保護法の制定のきっかけは1949年1月26日の法隆寺金堂壁画焼損事件に由来するとされているが、保護法に結実するさまざまな議論がそれ以前から行われていたことを付記しておきたい。
- 9 1949年3月には緊縮財政を日本政府に強要する「ドッジ・ライン」が発表されている。なお、元来文化財保護法は現在の博物館法と統一した法律を作成する予定であった。しかしながら、日本博物館協会などもGHQと同じく無形文化財概念に難色を示した。このために、文化財保護法と博物館法が分裂して制定されることになったのである(伊藤寿朗1975、境野2010 217)。この問題については、本論文第5章で再度言及したい。
- 10 山本勇造は筆名を「山本有三」と言い、『路傍の石』などで著名な小説家・劇作家である。彼は1920年代に劇作家の立場で国立劇場の必要性を訴える論考を発表しており、その思想が文化財保護法に影響した可能性があるが、境野も篠島・真鍋もその可能性については論じていない。他日、山本有三(勇造)の国立劇場に関する議論についても論じたいと考えている。
- 11 1947年5月3日、すなわち日本国憲法発効と同日に、宮内省が所管する皇室財産であった「帝室博物館」は文部省に移管された。しかしながら、東京国立博物館は同時に文部省所掌の国宝調査および保存修理業務を吸収して美術・歴史資料の保存、展観並びに研究に関する総合的機関となった(東京国立博物館「11. 東京国立博物館 “戦後” から平成へ」)。このため、保護行政の事実上の分離が発生していた。
- 12 具体的には、文化財保護委員会と国立博物館を同等の立場で設置するという代案が出ている。しかしながら結局、国立博物館は文化財保護委員会の傘下に入り、この形で文化財保護行政が一本化されることになった。
- 13 帝室博物館は東京・奈良・京都に設置されていたが、1947年に奈良は東京国立博物館の分館となり、1952年に独立した。また京都は国家から独立して、京都市立の「恩賜京都博物館」となったが、1952年に国立博物館となった。そのため本文の時点では、「国立博物館」とは東京国立博物館を意味する。
- 14 当時の第三次吉田茂内閣の「政令試問委員会」の案である。
- 15 伊藤政次は、第三次吉田内閣が国会で不安を抱えていたため、参議院緑風会の支援を得ることが必要だったので、政令試問委員会の案を自由党が踏襲しなかったという見解を示している(伊藤正次2003:228)。伊藤は文化財保護委員会についてこの議論を述べているわけではなく、政令試問委員会案が不徹底に終わった理由を述べているのだが、

- 文化財保護委員会は緑風会が推進した文化財保護法によって設立されているので、緑風会の意向が反映した可能性もあるとも考えられる。
- 16 戦前における国立劇場構想はいくつかあり、他日研究課題としたいと考えているが、本論文では触れない。
 - 17 20名は演劇専門家（現代劇・翻訳劇・伝統劇からの「演劇」分野、音楽劇分野、舞踏分野）からなり、残りの10名を「各界文化人」から選ぶとされた。
 - 18 準備委員で明確に「古典芸術」の人といえるのは、歌舞伎を中心とした演劇研究者の河竹繁俊だけである。なお繁俊は、河竹黙阿弥の孫婿である。
 - 19 この理由としては、戦後の困難とそれに輪をかけたドッジ・ラインなどの緊縮財政の中で当時そちらへ割く予算が考えられなかったこと、また戦争中のプロパガンダ政策に映画や演劇を動員したことへの反省・アレルギーが考えられる。
 - 20 この文書は「文部省芸術課」と書かれている。ただし局は変わらず「文部省社会教育局」だが、文書名に従って著者名を「文部省芸術課」とする。またページ数が振られていないため、本論文の筆者が数えたページ数を振る。
 - 21 片山哲内閣時点の演劇文化委員会準備委員会・芸術課の構想の詳細も、ここに収録されている。
 - 22 原文では「ポーランド」となっているが、都市名が「アムステルダム」ほかオランダの都市となっているため、オランダの誤りと考えられる。
 - 23 日付が振られていないが、そのあとの「国立劇場設立準備委員会」が1951年4月14日開催となっているためそれ以前と考えられる。
 - 24 1951年4月14日の日付があり、出席者は「久保田、菅原、高橋、岩田、河竹」とあり、場所が「次官室」とされている（文部省芸術課 1953：4）。「久保田」は劇作家で当時文化財保護委員会のスタッフをも務めていた久保田万太郎、「菅原」は劇団民藝で演出家を務めていた菅原卓、「高橋」は文化財保護委員会委員長の高橋誠一郎（歌舞伎評論も執筆していた）、「岩田」は劇団文学座で演出や翻訳を務めていた岩田豊雄（獅子文六の筆名で小説も書いた）、「河竹」は演劇文化委員会準備委員会のメンバーでもあった河竹繁俊と考えられる。この時点での文部次官は日高第四郎である。演劇文化委員会準備委員会と同様に、「古典芸術」より新劇の比重が高いことが注目される。
 - 25 （不明）とした箇所はアルファベットだが、筆記体で判読不能。ただし文脈から「統一されていない」という意味と考えられる。
 - 26 原文には漢数字で順番が振られている。
 - 27 予算不足に関しては、戦後の教育改革において文部省の予算の中で学校教育・社会教育関係の割合が膨大にのぼったことがまず挙げられる（境野 2010：218）。また、文化財保護委員会の予算も、危機に瀕している有形文化財の保護のために計上しなければならなかったことも挙げられている（犬丸 1950：17）。しかし、本論文における1956年までの所轄官庁の変化という観点からは、根拠法の不在という理由が挙げられてもよいと筆者は考える。この問題は、1956年以降の構想の変化とも合わせて、他日にまた論じるべき課題である。

【参考文献】

(インターネット上の資料は、すべて 2024 年 5 月 20 日アクセス。)

(原資料：文化庁「文化政策アーカイブ」ホームページからのダウンロード)

「文化政策アーカイブ」の URL は以下の通りである。

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/archive/index.html#tittle_52

このページから以下の項目へアクセスすると PDF ファイルを読むことができる。ただし PDF ファイルにはリンクを貼ることができないので個々の URL は貼らない。

・「文化財保護関連」

文化庁、2001、『文化財保護法 50 年史』、ぎょうせい

・「文化財保護委員会関連」

高橋誠一郎、1950、「文化財保護委員会の発足に際して」文部時報（879） 2-5

犬丸秀雄、1950、「文化財保護委員会の組織と機能」文部時報（879） 6-19

・「国立劇場設立関連」

芸能施設調査研究協議会、1956、『国立劇場設立に関する答申』

(原資料：国立教育政策研究所教育図書館・文部科学省図書館 OPAC データベースの資料)

以下のページから検索すると、PDF を読むことができる。URL も貼る。

文部省芸術課、1953、『国立劇場設置案』

https://nierlib.nier.go.jp/opac/opac_detail_md/?reqCode=fromlist&lang=0&amode=MD1060&bibid=EC10703640&opkey=B17162052242267&start=1&listnum=0&place=&totalnum=1&list_disp=20&list_sort=0&cmode=0&chk_st=0&check=0

文化財保護委員会事務局無形文化課、1954、『国立芸能センターの設置草案関係資料【原資料】』

https://nierlib.nier.go.jp/opac/opac_detail_md/?reqCode=fromlist&lang=0&amode=MD1060&bibid=EC10703620&opkey=B171620511285848&start=1&listnum=0&place=&totalnum=2&list_disp=20&list_sort=0&cmode=0&chk_st=0&check=0

(原資料：官庁ホームページ)

文化庁「無形文化財」（更新日など不明）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei/>

文部科学省『学制百二十年史』「第二節 文化行政と文化財保護」（更新日など不明）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318287.htm

(単著論文)

境野飛鳥、2010、『文化財保護法の成立過程に関する研究 -GHQ/SCAP 文書にみる起草の背景と草案・法案の変遷』筑波大学博士学位請求論文

梅原宏司、2021、「文部省芸術祭の運営の考察」近畿大学文芸学部論集「文学・芸術・文化」33 卷 1 号、近畿大学文芸学部

梅原宏司、2022、「片山哲内閣における国立劇場構想について」 近畿大学文芸学部論集「文学・芸術・文化」34 巻 1 号、近畿大学文芸学部

(書籍・雑誌論文)

伊藤寿朗、1975、「博物館法の成立とその時代」『博物館学雑誌』第 1 巻第 1 号、全日本博物館学会

伊藤正次、2003、『日本型行政委員会制度の形成』東京大学出版会

(インターネット上からのダウンロード)

箴島大悟・真鍋沙由未、2018、「戦前における皇室による保護から戦後の法的保護へ—無形文化財における保護概念の成立過程 その 1」日本建築学会計画系論文集第 83 巻第 751 号

https://www.jstage.jst.go.jp/article/aija/83/751/83_1801/_article/-char/ja

村上裕一、2013、「行政の組織や活動の『独立性』について」社会技術教育論文集（第 10 号）

https://www.jstage.jst.go.jp/article/sociotechnica/10/0/10_117/_article/-char/ja/